

# 業務委託仕様書

## 1 目的

ポストコロナの旅行需要を取り込むため、東九州広域観光推進協議会において取り組んできた東九州2県（大分県、宮崎県）の観光宣伝等によって蓄積された情報をベースに、PR効果の高いメディアを活用した情報発信・プロモーションを行うことで東九州2県への来訪意欲を喚起し、もって、更なる観光誘客を促進する。

## 2 委託業務の名称

「ドラマチック東九州の旅」VS対決テレビ番組制作・放送業務

## 3 委託業務の期間

契約締結の日から令和5年3月15日まで

## 4 委託業務の内容

### （1）テレビ放送用番組の制作

- 次によりテレビ放送用番組の制作を行うこと。  
なお、制作にあたっては、新規番組のほか、既存番組の中で、特集・特番のような形で扱うものでも差し支えないものとする。

#### ア 基本方針

- 視聴者が番組の内容への関心を高めるため、東九州2県双方の観光素材を単に紹介するのではなく、テーマ・題材に沿ったVS対決方式を主たる内容とすること。  
なお、両方を比較してある程度優劣を付けるようなニュアンスが入ることは許容するが、極端に一方を貶めるような内容・表現は避けること。
- 番組を通して、東九州2県への来訪意欲の向上につながるよう、番組の中で扱う観光素材に関する魅力を分かりやすく伝えるものとする。

#### イ 番組の中で扱う観光素材

取材する観光地、店舗等の選定にあたっては、当協議会と十分打合せの上、決定すること。

なお、以下のWebサイト及びパンフレットを参照されたい。

- ドラマチック東九州の旅～まだ見ぬ彼方へ～

<http://oita-miyazaki.net/>

- パンフレット「ドラマチック東九州の旅」

[https://www.visit-oita.jp/files/Book/0/Book\\_26\\_file.pdf](https://www.visit-oita.jp/files/Book/0/Book_26_file.pdf)

#### ウ 制作業務の範囲

番組の企画、出演者との出演交渉、台本作成、撮影・収録及び編集のほか、収録場所の許可手続、関係者・関係施設との折衝等、制作に要する一切の業務並びに制作スケジュールの管理を行うこと。

### （2）テレビ放送用番組の放送

上記（1）で制作した番組について、次により放送等を行うこと。

ア 放送時期

令和4年12月から令和5年2月までの間

イ 放送エリア

福岡エリアで視聴できるように放送すること。

なお、在京キー局やその他地方局等の協力を得て、福岡エリア以外での放送が実現できるような提案であれば更に望ましい。

ウ 放送時間帯・放送曜日

視聴率並びに視聴者層を考慮し、できる限り視聴者数の多い時間帯とすること。

エ 番組予告

多くの視聴者に視聴してもらうため、番組の放送に関する予告やSNS等各種媒体を活用した事前の情報発信を行うこと。

**(3) 業務報告書の作成**

ア (1)及び(2)の内容についてまとめた業務報告書を作成すること。

イ 番組データをCD-ROMなどにて納品すること

(ただし、パソコンで再生できる形式にすること。例：mp4など)

**(4) 企画提案にあたっての注意点**

- ・ 他の媒体の活用など、提案者が考えるより高い効果の期待できる仕掛けや工夫があれば、積極的に提案すること。

**5 第三者委託の禁止**

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、当協議会の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

**6 権利関係の取扱い・処理**

- (1) 本業務により制作された映像及びその制作過程で生じた未編集素材の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、受託者に帰属する。但し、当協議会は、大分県及び宮崎県の観光PRの目的のために、本業務により制作された映像の全部又は一部を使用することができる。なお、使用に当たって第三者から許諾を得る必要がある場合は、自己の責任及び費用負担において許諾を得るものとする。
- (2) 本業務の実施にあたって使用する素材等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (3) 成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととし、第三者から異議申し立て、紛争が提起された場合は、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も同様とする。

**7 その他**

- (1) 受託者は、契約後、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、当協議会の承認を得ること。

- (2) 実施要領に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、当協議会と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、基本的人権の尊重のほか、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 企画、打ち合わせや内容変更、新型コロナウイルスによる移動制限が生じた場合などに十分かつ迅速に対応できるような体制を整えること。
- (6) 専任の担当者を配置し、当協議会との打合せ等に担当者等を出席させること。  
また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、当協議会から派遣要請があった場合には、速やかに担当者を派遣すること。
- (7) 運営にあたって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底すること。
- (8) 新型コロナウイルスの感染状況が悪化し事業が遂行できない場合は、契約期間を延長する可能性もある。